

計量法関係手数料 【指定・登録関係】	金額 (R8.4.1施行) (円)
1. 法第17条第1項の指定を受けようとする者（特殊容器の指定）	162,600
2. 法第91条第2項の検査を受けようとする者（指定製造事業者の検査）	426,300
3. 計量証明（法第19条第1項第1号の計量証明をいう。以下同じ。）の事業の登録を受けようとする者	53,800
4. 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	1,750
5. 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	760
6. 計量証明の事業の登録簿の閲覧を請求しようとする者	370
7. 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者	2,550
8. 法第127条第3項の検査を受けようとする者（適正計量管理事業所の検査）	7,400